

千葉県介護職の魅力向上パンフレット作成業務委託 企画提案選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県介護職の魅力向上パンフレット作成業務委託事業者を選定するにあたり、応募のあった企画提案を公正に審査・選定するため、千葉県介護職の魅力向上パンフレット作成業務委託企画提案選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、千葉県介護職の魅力向上パンフレット作成業務委託に係る企画提案の審査及び最優秀企画提案の決定を行う。

(組織)

第3条 選定委員会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、選定委員会の議長となり、会議を総括する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員は、その職務を執行することが困難な時は、その委員が指名した者にその職務を代理させることができる。

(会議)

第4条 選定委員会は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 選定委員会は、別に定める各事業に係る審査基準に基づき、各企画提案の審査及び最優秀企画提案の決定を行う。

(関係者の出席)

第5条 委員長は必要に応じて、関係機関または専門知識を有する者等を臨時委員として選任し、選定委員会への出席を要請することができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、千葉県保健福祉局高齢障害部介護保険管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営等に関し必要な事項は、選定委

員会が定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月27日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	千葉市保健福祉局高齢障害部長
委員	千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課長
	千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課長
	千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課長
	千葉市保健福祉局健康福祉部地域包括ケア推進課長